

# 基礎研 レポート

## 2024年度の年金増額は 6月支給分から

知っておきたい 年金ミニ知識

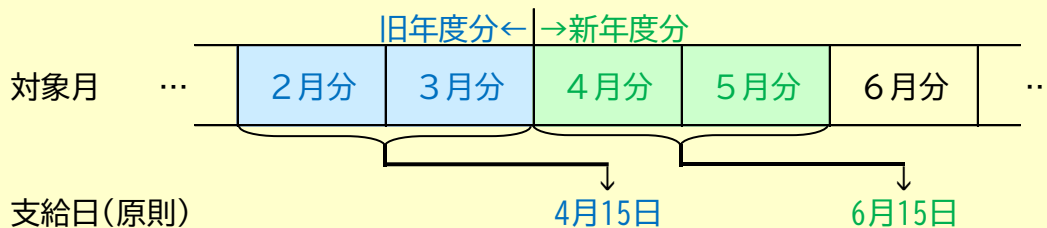
年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫  
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

3月末から4月初旬にかけて、「新年度から、こう変わる」という内容の記事などがメディアに登場する。「こう変わる」の1つとして公的年金の支給額も取り上げられることが多いが、新年度からの変更（改定）を反映した年金額となるのは4月支給分からではなく6月支給分からであるため、注意が必要である<sup>1</sup>。そこで本稿では、年金支給や年金額改定の仕組みを確認する。

### 1 —— 年金支給の仕組み：公的年金は後払い。新年度分は6月から支給

公的年金は、原則として偶数月の15日に、前月と前々月の2か月分が支給される。ただし、15日が土日や祝日の場合は、その直前の平日が支給日となる。年金額の改定は新年度の4月分から適用されるため、改定後の年金を受け取るのは6月の支給日からとなる（図表1）。なお、2024年の6月15日は土曜であるため、2024年度分の初回の支給日は6月14日となる。

図表1 公的年金の支給日（イメージ）



\* 本稿では、わかりやすく説明するために詳細を割愛・単純化している。

<sup>1</sup> 本稿では扱わないが、在職中で5月分以降の年金が支給停止となる場合などは、4月支給分が変更（改定）された年金額となる。 <https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyu/kyotsu/gakukaitei/20150401-02.html>

6月中旬（原則15日）の支給に先立って、例年5月末から6月初旬にかけて「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」が圧着はがき形式で発送される（「年金振込通知書」と「年金額改定通知書」の

図表2 「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」の様式（2023年度版）

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書				
年金の種類		年金		
基礎年金番号	年金コード	受給権者氏名		
		令和 年 月からの 年金額	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)	
国民年金 (基礎年金)	基本額	円	円	
	支給停止額	円	円	
	年金額	円	円	
厚生年金 保険	基本額	円	円	
	支給停止額	円	円	
	年金額	円	円	
合計年金額（年額）		円	円	

※年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和5年度の年金額は、生年月日によって、昨年度から2.2%または1.9%の増額改定となります。詳細は、裏面をご覧ください。

令和5年6月1日

印影

厚生労働大臣

(この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。)

---

年金振込通知書				(振込予定日) 令和5年6月15日
年金の制度・種類			年金	
基礎年金番号	年金コード	受給権者氏名	振込先 ※1	
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※3				
	令和 年 月からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※2	円	円	円	円
※2	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※2	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。（ゆうちょ銀行除く。）  
 ※2 8月以降の年金から特別徴収する保険料等（裏面参照）の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。  
 ※3 令和6年4月までの支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。

印影

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

両方が発送される場合は、両者が一体となったものが発送される)。年金額改定通知書には、①改定された年金額(基本額)、②在職などに伴う支給停止額、③支給停止額を差し引いた年金額、が年額で記載され、年金振込通知書には、①年金支払額、②年金支払額から控除される介護保険料や税金など、③控除後の振込額、などが支給日ごとの金額(原則2か月分)で記載されている<sup>2</sup>(図表2)。

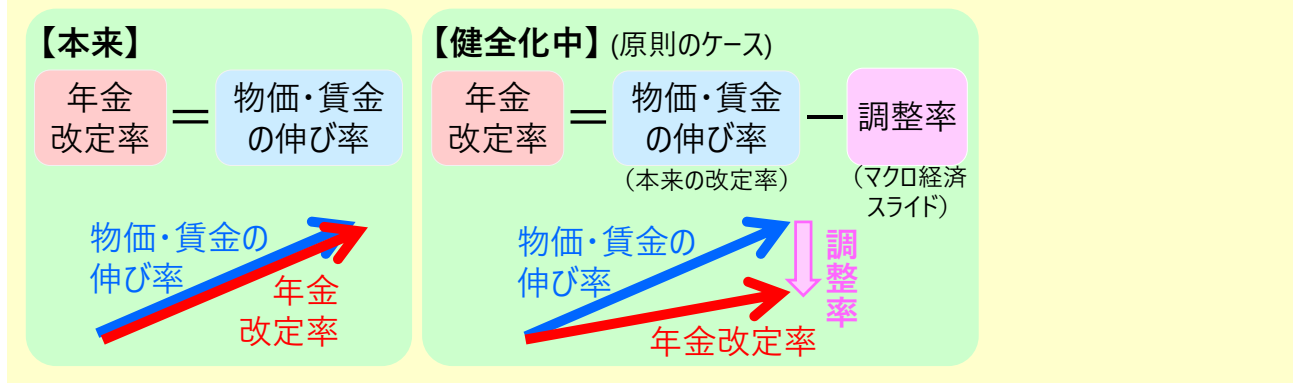
2022年度からは当年度(改定後)の金額に加えて前年度(改定前)の金額が印字されるようになり、前年度からの変化(改定)をはっきりと確認できるようになった。

## 2 —— 年金額改定の仕組み：実質価値の維持が基本だが、少子化や長寿化に対応する調整も加味

公的年金の年金額は、経済状況の変化に対応して実質的な価値を維持するために、毎年度、金額が見直されている。この見直しは改定(またはスライド)と呼ばれ、今年度の年金額が前年度と比べて何%変化するかは改定率(またはスライド率)と呼ばれる。

しかし、現在の制度では、改定率は、本来の仕組みである物価や賃金の伸び率(以下、本来の改定率)から、少子化や長寿化に対応するための調整率(いわゆる「マクロ経済スライド」の調整率)を差し引いたものとなっている(図表3)。現役世代や企業の負担に配慮して保険料(率)の引上げを2017年にやめ、その代わりに給付水準を段階的に引き下げて年金財政を健全化しているためである。

図表3 年金額改定の全体像



本来の改定率は、年齢によって決まり方が異なる(図表4)。67歳以下では常に賃金変動率が使われるが、68歳以上では賃金変動率と物価変動率のいずれか低い方が使われる<sup>3</sup>。これは、世間の賃金変動を年金額に反映することを基本としつつ、少子化や長寿化の下で年金財政を健全化するために、受給者の年金額については物価や賃金の変化に連動させつつ年金額の伸びを抑えるためである<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 基礎年金と厚生年金のそれぞれについて、2月以外の支給額では1円未満の端数が切り捨てられ、2月の支給額では2月以外で切り捨てられた端数の合計額(1円未満は切捨て)が加算される。

<https://www.nenkin.go.jp/faq/jukyuu/uketori/tsuchisho/furikomi/kingaku/20140421-04.html>

<sup>3</sup> 厳密には、「67歳になる年度まで」と「68歳になる年度から」で扱いが異なる。

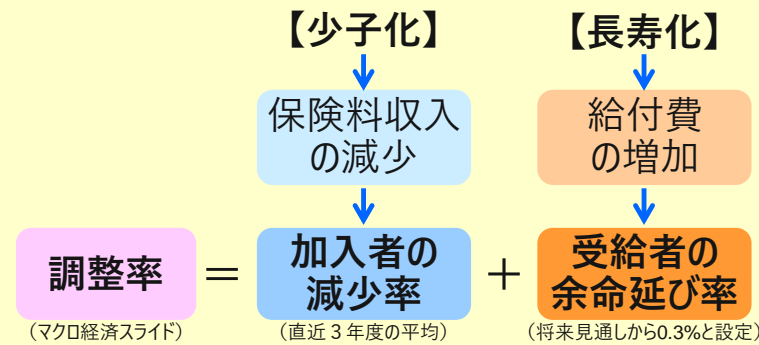
<sup>4</sup> 年齢の境界が67歳以下と68歳以上になっているのは、賃金変動率が「前年(暦年)の物価上昇率+2~4年度前の実質賃金変動率の幾何平均」で計算されるという仕組みの下で、標準的な受給開始年齢の直前である64歳までの世間の賃金変動を年金額に反映するためである。また、68歳以上では、年金額の実質価値を維持するために物価変動率を使うことを基本としつつ、賃金変動率が物価変動率を下回る場合には物価上昇率よりも低い賃金変動率が使われる。これは、現役の賃金の伸びが物価の伸びを下回るという状況で、受給者も現役世代の痛みを分かち合うためである。本来の改定率の意義や経緯の詳細は、拙稿「年金額改定の本来の意義は実質的な価値の維持」を参照されたい。

図表 4 本来の改定率の仕組み

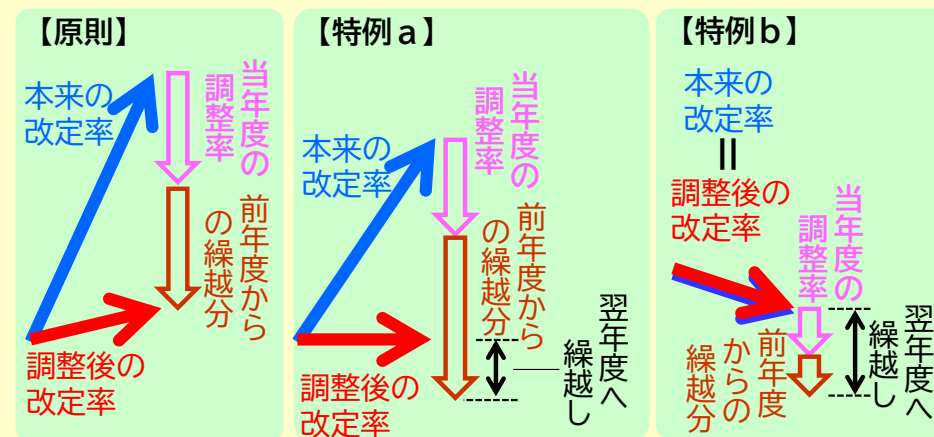
経済状況	67歳以下	68歳以上
賃金変動率 > 物価変動率	賃金変動率	物価変動率
賃金変動率 < 物価変動率	賃金変動率	賃金変動率

少子化や長寿化に対応するための調整率（マクロ経済スライド）には、現役の加入者の減少率と受給者の余命の伸び率が反映される（図表 5）。少子化に伴う年金財政の収入減や長寿化に伴う支出増の影響を吸収することで年金財政の健全化が進み、将来世代の給付水準の低下を抑えられる。ただし、本来の改定率がマイナスや小幅のプラスの場合には、受給者の生活や財産権に配慮して調整が制限され、当年度に調整されなかった分が翌年度に繰り越される（図表 6）<sup>5</sup>。

図表 5 少子化や長寿化に対応するための調整率(マクロ経済スライド)の仕組み



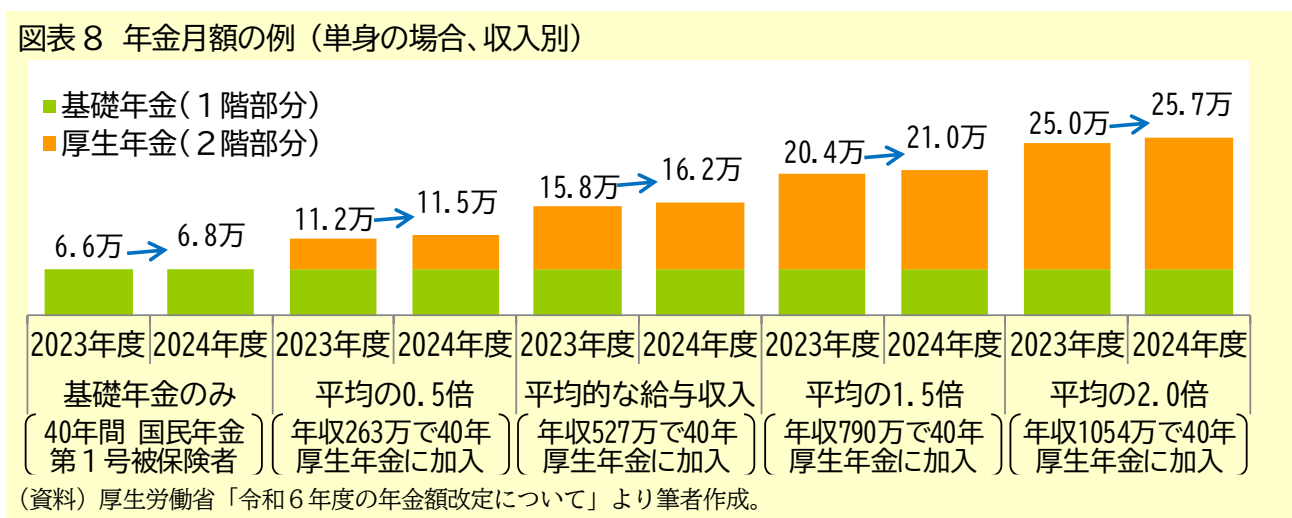
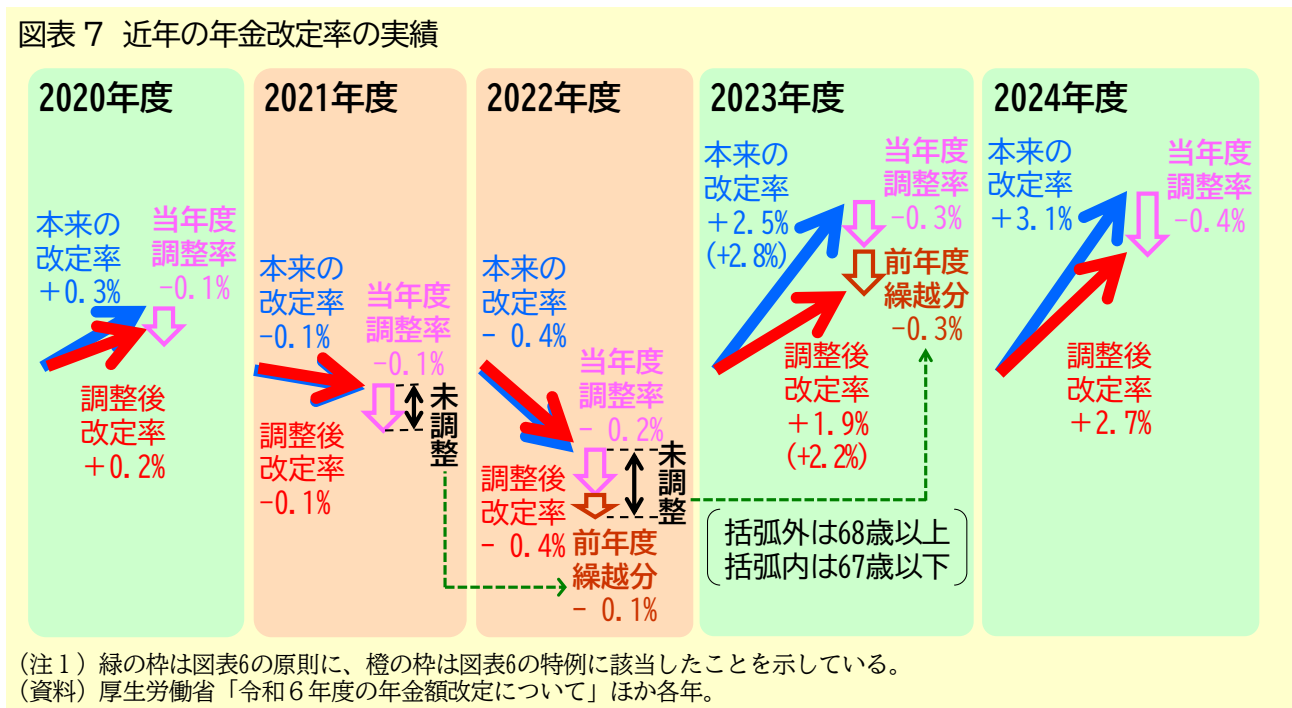
図表 6 少子化や長寿化に対応するための調整率(マクロ経済スライド)の特例



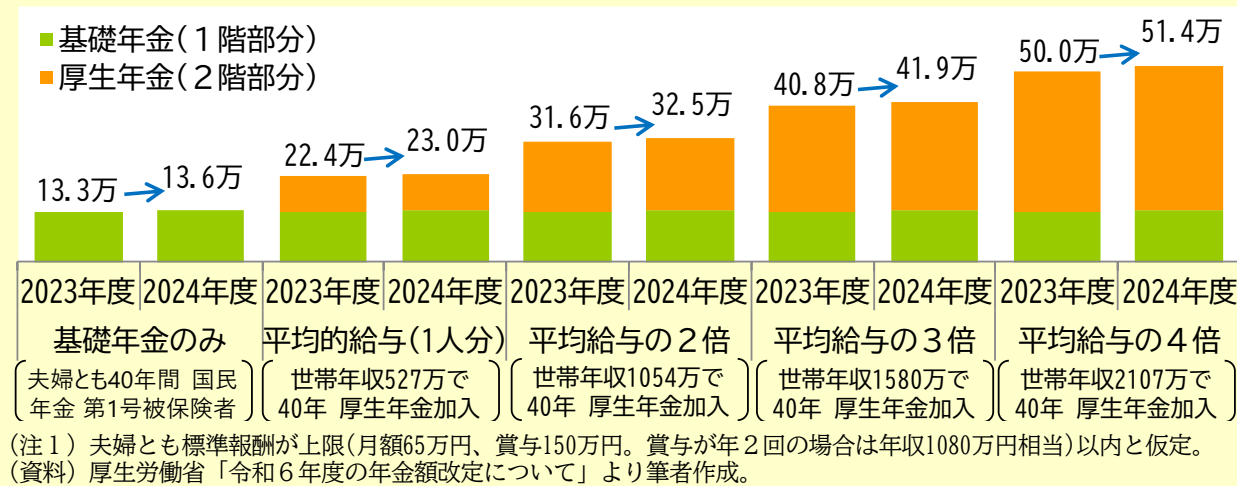
<sup>5</sup> 少子化や長寿化に対応するための調整率（マクロ経済スライド）の意義などの詳細は、拙稿「将来世代の給付低下を抑えるため少子化や長寿化に合わせて調整」を参照されたい。

### 3 —— 実際の年金額改定：2024年度は+2.7%の増額（実質的には0.4%分の目減り）

以上の仕組みにより、2024年度の年金額は前年度と比べて+2.7%の増額となった（図表7の右端）。本来の改定率で考慮される物価変動率（2023年（暦年）の消費者物価上昇率（総合））が+3.2%となった一方で、賃金変動率は+3.1%にとどまったため、本来の改定率は年齢を問わず+3.1%となった。少子化や長寿化に対応するための調整率（マクロ経済スライド）は、変動要素である加入者の減少率が高齢就労の進展で-0.1%にとどまり、これに固定値である受給者の余命の伸び率分の-0.3%を加えて-0.4%となった。この結果、2024年度の改定率は、本来の改定率である+3.1%から少子化や長寿化に対応するための調整率（マクロ経済スライド）の-0.4%を差し引いた+2.7%で増額改定されることになった。



図表 9 年金月額額の例（夫婦の場合(夫婦合計)、世帯収入別)



2024年度の年金額は、2023年の物価上昇を反映して2年連続の増額改定となる。インフレが続く中で増額は受給者にとって朗報ではあるが、実質的な価値が低下する点には注意が必要である。実質的な目減りは受給者に厳しい内容だが、現役世代の賃金の伸びが物価の伸びに追いついていないことや、調整率(マクロ経済スライド)という形で少子化や長寿化の影響を吸収して将来世代の給付水準のさらなる低下を抑えることで世代間の不公平をなるべく縮小するという制度の意義を、理解する必要があるだろう。他方で現役世代は、少子化や長寿化が進む中で負担する保険料(率)が固定されていることや、高齢世代が物価や賃金の伸びを下回る年金の伸びを受け入れることで将来の給付水準の低下を抑えられることに、思いをはせる必要があるだろう。両者の相互理解が進むことを期待したい。

#### 4 —— (補論) 受給開始後の年金額

厚生労働省が公表した「令和6年度の年金額改定について」では、基礎年金の満額(月額)として、2024年度から受け取り始める場合の68,000円(前年度+1,750円)に加えて、昭和31年(1956年)4月1日以前生まれ(すなわち2024年度に69歳以降に到達する場合)の67,808円(前年度+1,758円)が記載された(図表10の※1)。

両者とも2023年度から2024年度にかけての増加率は+約2.7%で同じだが、2023年度は前者(2023年度から受け取り始める場合)が66,250円、後者(2023年度に68歳以降に到達する場合)が66,050円と異なる。これは、2023年度の改定率の計算において賃金変動率が物価変動率を上回り、前述した図表4の仕組みによって67歳以下と68歳以上で改定率が異なったためである<sup>6</sup>(図表7の2023年度の枠)。

これまでのところ、このように67歳以下と68歳以上で改定率が異なったのは2023年度だけだが、賃金と物価の好循環が実現して賃金変動率が物価変動率を上回り続ければ、受給開始後の基礎年金の満額は(わずかな違いではあるが)多様化していくことになる<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 厚生労働省「令和5年度の年金額改定について」には、2023年度から受け取り始める場合の基礎年金の満額(月額)と2023年度の68歳以上(すなわち1956年4月1日以前生まれ)の基礎年金の満額(月額)が記載されている。

<sup>7</sup> 厚生年金でも同様の仕組みで多様化するが、厚生年金(2階部分)の年金額は現役時代の給与水準や加入期間によって決まるため、そもそも多様化している。

図表 10 厚生労働省「令和6年度の年金額改定について」の抜粋

令和6年度の年金額の例

	令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
国民年金 <sup>※1</sup> (老齢基礎年金(満額): 1人分)	66,250 円	68,000 円 (+1,750 円)
厚生年金 <sup>※2</sup> (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	224,482 円	230,483 円 (+6,001 円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額67,808円(対前年度比+1,758円)です。

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。